

## 林業労働安全衛生の指導を通じた林業事業体の育成について

### 1 現状

気仙地方における過去5年間の林業労働災害は、平成22年2件、平成23年8件、平成24年8件、平成25年4件、平成26年8件で、労働災害が継続して発生しています。

このような中、平成25年、車両系伐出機械へのヘッドガードの装着、チェンソー作業員の防護服の着用義務化等を盛り込んだ林業労働安全衛生法が一部改正されたところです。

このようなことを踏まえ、大船渡農林振興センターでは、林業労働災害を未然に防止するため、関連法令の周知徹底、林業労働災害防止パトロールなどに取り組んだので、概要を紹介します。

### 2 取組内容

#### (1) 林業労働災害防止パトロール

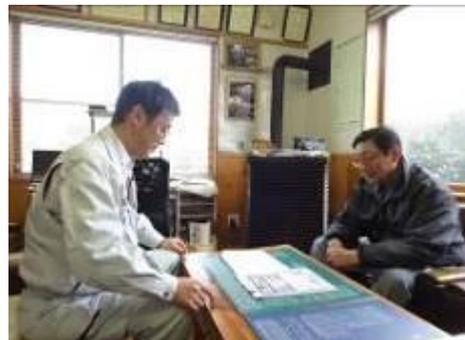
平成27年9月、三陸中部森林管理署と大槌・気仙川流域森林林業活性化センター(事務局:大船渡農林振興センター)は、大槌・気仙川流域管内(大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町)の素材生産者、市町、森林組合等を対象に、林業労働災害防止パトロールを実施しました。参加者は約60名でした。



午前は、三陸中部森林管理署管内の素材生産現場のパトロール、午後は、住田町役場町民ホールで、林業労働安全衛生法や関連規程の内容等について、大船渡労働基準監督署の署長等から講義していただきました。

#### (2) 個別巡回指導

平成27年9月と平成28年1月に管内の5つの認定事業主に対して、個別巡回により、林業労働災害状況や林業労働災害規程の改定内容を周知したほか、林業事業体の労働災害防止活動方法等についての指導や助言を行い、事業体の林業労働災害の未然防止活動の意識を高めることができました。



#### (3) 今後に向けて

平成27年の気仙地方の林業労働災害発生は2件で、前年から6件減少しました。

労働災害を未然に防止するためには、林業事業体自らが自主的に林業労働災害の未然防止活動を継続して行うことが必要です。今後も林業事業体の林業労働災害の未然防止活動の意識を高めていくよう継続的に普及指導を行っていきます。